

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 2 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | 次世代シーケンサー解析業務（GRAS-Diシーケンシング）一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期限 | 令和 9 年 3 月 1 5 日 |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市金沢区福浦 2 - 1 2 - 4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門管理課用度担当
電話 0 4 5 - 7 8 8 - 7 0 8 5
F A X 0 4 5 - 7 8 8 - 5 0 0 1
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「次世代シーケンサー解析業務（GRAS-Diシーケンシング）入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「次世代シーケンサー解析業務（GRAS-Diシーケンシング）入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

- 4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 8 年 7 月 2 8 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と と も に 当 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ に て 公 表 す る こ と に よ り 入 札 説 明 会 に 代 え る 。

な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、 同 様 に 対 応 す る 。

た だ し 、 質 疑 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の 個 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 侵 害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所 を 伏 せ 又 は 当 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す る こ と が あ る 。
- 5 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

令 和 8 年 8 月 6 日 1 4 時 0 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
横 浜 庁 舎 第 3 会 議 室

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の
受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 8 年 8 月 6 日 1 2 時 0 0 分
3 . ① に 同 じ 。
- 6 . そ の 他

(1) 契 約 手 続 き に お い て
使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金

免 除 。

(3) 入 札 の 無 効

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

(4) 契 約 書 作 成 の 要 否

要 。

(5) 落 札 者 の 決 定 方 法

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

7 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ^{※ 注 1} と し て 再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ^{※ 注 2}

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。

(2) 公 表 す る 情 報

上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契 約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が 、 次 の 区 分 の い ず れ か に 該 当 す る 旨

3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上

④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨
- 2 -

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 次世代シーケンサー解析業務（GRAS-Di シーケンシング）
2. 業務目的 本業務では、北太平洋に生息するマカジキの系群構造を遺伝情報を用いて明らかにするため、GRAS-Di による塩基配列データの取得を行うことを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 横浜庁舎
5. 履行期限 令和9年3月15日
6. 数 量 960標本（3回に分割して送付予定：8月に192個体、11月に384個体、1月に384個体）
7. 業務内容
 - （1）Maxwell RSC Blood DNA Kit（Promega）を使ってマカジキの筋肉から抽出したゲノム DNA 標本（溶媒：10 mM Tris-HCl pH 8.0, 0.1 mM EDTA）の濃度や剪断についての品質検査を行うこと。品質に問題があった場合は、担当職員と対策について相談すること。
 - （2）品質に問題が見られなかった場合、標準的な GRAS-Di 法に従ってライブラリー作成を行うこと。各標本の識別に用いるバーコードには、Unique Dual Index を使用すること。Unique Dual Index が利用できない場合は、Free Adapter Blocking Reagent で Index hopping 対策をすること。
 - （3）上記ライブラリーを用いて、イルミナ製次世代シーケンサーNovaSeqX もしくは NovaSeq6000 によりシーケンスリードを取得すること。シーケンシングにあたっては、150 bp ペアエンド解析を行い、個体あたりリード1とリード2を合わせて500万リード以上取得すること。またリード1とリード2ともに、Q30>80%のシーケンスデータを取得すること。
 - （4）各標本のシーケンスデータは、demultiplex 後に標本別の塩基配列データ（圧縮された fastq ファイル）として納品すること。各標本のファイル名は、標本 ID_R1.fq.gz、標本 ID_R2.fq.gz 等、ファイル名から標本 ID とリードの種類（リード1かリード2）

が明瞭に識別できるようにすること。

- (5) 解析場所を明記した作業報告書一式、塩基配列データおよびデータ統計値を、ハードディスクに格納して納品すること。作業報告書にはシーケンス解析に用いたアダプター配列を明記すること。

8. その他

- (1) 解析は全て日本国内で実施し、提供標本および解析データを国外に持ち出してはならない。また、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び研究データを無断で第三者へ漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- (2) 本業務において利用する個人情報及び研究データについて、本委託業務以外の目的で利用してはならない。
- (3) 標本 DNA 溶液の余剰分は 2 か月間保持した後、廃棄すること。
- (4) その他詳細については担当職員の指示に従うこと。